公園に、楽しみを 作ろう。





公民連携公園魅力アップ事業。

市が出店者をPRします!

公園をもっと楽しく!

公園は、私たちの暮らしのなかに定着している身近な公共空間の一つです。

公園が、まちに暮らす皆さんが自分たちで楽しみを創ることができる場となり、気持ちのいい自然の 中で、味わったり、発見したり、聴いたり、話したり、ときには自分を表現してみたり・・・

日常がちょっと賑わい、楽しく豊かな時間が過ごせる、そんな居心地の良い空間になったら、 ちょっとワクワクしませんか。

そんな公園でなら、新しいアイディアや出会いが次々と生まれ、公園からまち全体に羽生らしい 活気や活動が広がっていくかもしれません。

市、民間事業者、大学、来訪者の皆さんが連携して、楽しい公園を一緒に作りませんか。





とまり木パーク

┗ とまり木 パークプロジェクトとは

自分たちのまちをよくしたいという想いをもつ民間事業者と、地域の経済循環を 生み出すような取り組みを支援する市が連携し、公共空間(公園)を活用しながら、賑わいを生み、

Win-Winの関係でまちに新たな魅力・価値を生み出していく。

「とまり木パークプロジェクト」はそんな公民連携の第一歩となる取り組みです。

市は、マーケティング調査及び情報発信に協力する事業者の使用料を免除し、以下を実施します。

① マーケティング調査・・・・公園のポテンシャルやニーズを出店者の協力を得ながら調査します。

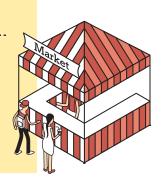
② 情報発信・・・・・・出店者や公園の魅力を対外的に発信します。

③ 環境整備・・・・・・マーケティング調査を基に公園環境をよりよくする事業を検討します。

↑例えばこんな人を募集!/



「屋外でワークショップやイベントを開催したい」 「仲間たちと小さなマーケットを開きたい」 「つくった野菜を販売したい」 「公園をもっと楽しい場所にしたい」 「開かれた空間で、自社のPRの場をつくりたい」



\主な公園/



中央公園



平和公園

スカイスポーツ公園

ほか

主な要件

- ・市が実施するマーケティング調査及び広報に協力ができる方
- 出店代表者が以下のいずれかに該当する必要があります。
 - ①羽生市商工会員
- ②羽生市観光協会員
- ③羽生市が認定した農業者
- ④羽生市と連携協定を締結している団体

申請手続きについて

STEP1 申請者は公園内行為許可申請書、出店者リスト(複数名での出店の場合)、確認書兼誓約書を建設課に提出

STEP2 建設課から申請者に公園内行為許可証、出店証が出ます

STEP3 使用料無料で出店・マーケティング調査票の回答作成

STEP4 マーケティング調査票を建設課に提出



※当プロジェクトによる公園の使用料は、年度内の使用分に限り免除となります。

公園の使用について

- アルコールを伴う飲食は禁止となります。
- ・電源の提供はできませんので、必要な場合は、発電機等をご用意く ださい。(観光協会では有料の備品貸し出しを行っております。)
- ・原状復帰のための清掃、ゴミの持ち帰りをお願いします。
- ・出店内容に応じた基本的な感染対策の実施をお願いいたします。
- ・市は出店者と利用者等関係者とのトラブルに関し一切責任を負いま せん。サービス提供に際しては、責任をもち実施してください。
- ・保健所の営業許可が必要になる場合は、保健所に相談の上必要な 手続きを行ってください。
- ・羽生市暴力団排除条例を遵守してください。
- その他各種法令義務を遵守してください。

